

平成26年度 まちづくり研修事業を募集します

「まちづくり研修事業」は、南富良野町の未来に向けて豊かで活力あるまちづくりを進めていくために、町民のみなさんが研修活動を行う費用の助成を目的とした制度です。

平成26年度のまちづくり研修事業について、下記のとおり募集しますので、ぜひご利用ください。

◎対象となる研修先

- ・国内に限定

◎対象となる事業

- ・まちづくりを推進するための事業 ・産業を活性化推進するための事業
- ・文化・スポーツを推進するための事業 ・その他まちづくりの推進に資すると認められる事業

◎対象者等

- ・申請日現在で、本町に1年以上居住している方
- ・団体(グループ)による研修事業の場合、対象者は1世帯1名とします。
- ・1団体4名以内とします。
- ・過去5年間に本事業の助成を受けた方は対象となりません。
- ・研修期間は、原則として15日以内です。
- ・町税を完納している方
- ・町が賦課する公共料金(上下水道使用料金、町営住宅等使用料など)に滞納がない方

◎研修者の義務

- ・研修事業報告書の提出 ・地域づくり、まちづくり活動の実践
- ・研修後の活動計画および活動報告の提出(研修後3年間)

◎助成額

- ・研修事業に要する対象経費の70%の範囲内で助成します。ただし、申請多数の場合は助成率を調整しますのでご注意ください。
- ・1人当たりの助成限度額は14万円です。

◎助成対象経費

- ・南富良野町を出発地として、研修地までの往復航空賃、自動車賃、バスなど乗物代の実費
- ・研修、視察、宿泊費、滞在費、車両借上費用、技術習得等に要する経費、その他研修に必要とする経費

●申請方法

計画されている方は、研修実施日の3ヶ月前までに申請してください。

○申請書提出先・問い合わせ先：企画課企画振興係 ☎ 52 - 2115

平成26年度 固定資産の縦覧・閲覧は4月1日から

納税者の方々に自らの固定資産税の評価内容を知っていただき、その評価額が他の土地や家屋と比較して、公平妥当な金額であるか判断していただくため、固定資産の縦覧・閲覧を総務課税務係の窓口で4月1日から行います。(土・日・祝日を除く)

縦覧制度とは～自己の所有する資産および周辺の土地や建物の評価額を見ることができます。ただし、縦覧帳簿では所有者名、課税標準額、税額は見れません。

閲覧制度とは～自己の所有する資産の課税標準額、税額などを見ることができます。アパートやマンションに居住する借地人・借家人は、権利関係にある土地や建物の課税標準額、税額などを見ることができます。くわしくは、総務課税務係(☎ 52 - 2101)にお問い合わせください。

融雪期の事故を防止しましょう

例年、この時期、寒暖の差が大きくなり、氷のようになった屋根の雪が落ちて下敷きになったり、屋根の雪下ろし作業中の転落や除雪機に巻き込まれて尊い命を落とすなどの事故が発生しています。

このような事故を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- ◇屋根の雪は早めに下ろしましょう！
- ◇雪下ろしは転落防止用ロープ等を装着しましょう！
- ◇危険な軒下を歩かないようにしましょう！
- ◇除雪機による除雪は安全を確かめながら行いましょう！

●北海道警察本部地域企画課